

川口市債権回収業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、川口市債権回収業務を実施するにあたり、極めて高い専門的知識があり資格職として様々な権限を有する事業者を、プロポーザル方式により、厳正かつ公正に選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 川口市債権回収業務委託
- (2) 履行場所 ①川口市役所（理財部特別債権回収課） ②事業者の事務所
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。
ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約日からこの期間の中途において当該契約を変更又は解除することがある。
- (4) 業務内容 別紙川口市債権回収業務仕様書のとおり
- (5) 委託状況について 別紙1 川口市債権回収業務委託実施状況のとおり

3 実施形式 公募型

4 スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年12月18日（木）
- (2) 参加申込の受付締切日 令和8年 1月 8日（木）
- (3) 参加資格の確認結果通知 令和8年 1月 15日（木）
- (4) 質問締切日 令和8年 1月 8日（木）
- (5) 質問回答日 令和8年 1月 21日（水）
- (6) 提案書提出締切日 令和8年 2月 4日（水）
- (7) 選定結果通知日 令和8年 2月 26日（木）

5 参加資格

次の要件全てに該当する者とします。

- (1) 令和7・8年度川口市物品入札参加資格に申請をしている者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。
※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）の規定に基づく弁護士法人であること。

6 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

(1) 参加申込手続及び質問方法

ア 提出期限 令和 8 年 1 月 8 日（木）16 時 30 分（時間厳守、郵送の場合必着）
※期限後の提出は受け付けません。

イ 提出方法 持参又は郵送

ウ 提出書類 ①参加申込書【様式 1】

②質問書【様式 2】

エ 提出先 〒332-8601 埼玉県川口市青木 2-1-1
川口市 理財部 特別債権回収課 民事債権係

オ その他

質問の回答については、令和 8 年 1 月 21 日（水）に、川口市ホームページに掲載し、質問がなかった場合もその旨を掲載する予定です。

なお、提出期限までに「プロポーザル参加申込書」【様式 1】の提出がない場合の質問については無効とします。

(2) 提案書等

ア 提出期限 令和 8 年 2 月 4 日（水）16 時 30 分（時間厳守、郵送の場合必着）
※期限後の提出は受け付けません。

イ 提出方法 持参又は郵送

ウ 提出書類 ①法人概要【様式3】 別紙法人概要に記載のうえ提出してください。
独自様式を可といたしますが、必要項目を満たさない場合は、その
項目に関する評価は行わず「評価点0」となります。

②提案書

(i) 提出部数 7部

(ii) 書式等

- a 紙のサイズはA4とし、文字ポイントは11以上とします。
- b 文字列の方向は基本的に横書きとします。
- c 表紙及び目次を付けるとともに各頁にページ番号を付し、ホ
チキスその他の方法で綴じてください。
- d 表紙及び目次を除き15ページ以内とします。

(iii) 記載項目

- a 自治体の債権回収業務について
- b 担当職員の体制や執務室のセキュリティについて
- c 債権回収業務の実施方法について
- d 委託債権の回収率について
- e 回収困難となった未収金の整理方法について
- f 個人情報保護の体制と法令遵守について
- g トラブル発生時の対応体制について
- h 債権の返還及び引継ぎについて
- i 仕様以外の提案やアピール点について

(iv) その他

記載項目が漏れている場合は、その項目については評価せず、
「評価点0」となります。

③見積書【様式4】

(i) 成功報酬

支払方法は、回収額に対する成功報酬とし、仕様内容を確認し
たうえ、総業務量と回収見込み額を想定し、算定してください。

見積書には成功報酬率（税抜き）をパーセント表示により小数
点第2位まで記載してください。（例：○○.○○%）

件名（川口市債権回収業務委託）、事業者名、所在地及び代表
者名を明記するとともに、社印及び代表者印を必ず押印してくだ
さい。

(ii) 法的措置費用等

単価見積表【様式4_別表】へ、項目毎の単価を記載してください。

エ 提出部数 7部

オ 提出先 〒332-8601 川口市青木2-1-1
川口市 理財部 特別債権回収課 民事債権係

7 参加資格の確認通知

(1) 通知日 令和8年1月15日（木）

(2) 通知方法 参加申込書に記載された電子メールアドレスあてに「プロポーザル参加資格通知書」【様式5】を通知します。

8 選定基準

別紙2 川口市債権回収業務委託プロポーザル評価基準のとおり。

9 選定方法

(1) 選定基準に基づき、提案書等により行います。

(2) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。

(3) 評価点の合計が同点の場合は、見積書の金額が低い者を優先し、金額が同額の場合には、選定委員の多数決によることとします。ただし、選定委員の多数決においても同数となった場合は、委員長による裁決とします。

(4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とします。

ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者

イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者

ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者

エ 見積書の金額が見積上限額を超えている者

オ 各評価項目の合計評点において、50%に達しない提案書等を提出した者

10 選定結果の通知・公表

選定結果について、優先交渉権者を特定後、参加申込書に記載された電子メールアドレスあてに、最高得点者には「プロポーザル選定結果通知書」【様式6】により、それ以外の参加者には「プロポーザル選定結果通知書」【様式7】により「通知する者の得点」、「優先交渉権者名と得点」及び「その他の参加者の名称の無い得点一覧」を令和8年2月26日（木）までに通知します。

また、本市ホームページには「プロポーザル選定結果」【様式9】を公表します。なお、失格となった場合は、別途通知します。優先交渉権者として選定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

1.1 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めません。

1.2 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じて、適正な管理を行うものとします。
- (4) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則によります。

1.3 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできません。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「1.5 問合せ先」まで電話連絡後、本市が指定する「辞退届」【様式8】を提出してください。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとします。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することができます。
- (5) 本件に係る契約は、令和8年度当初予算が議決され、当該予算が成立することを条件とします。

1 4 問合せ先

川口市理財部特別債権回収課民事債権係 松木・市川・長谷部・瀧野・渡辺

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

電話 048-271-9420

メールアドレス 060.09000@city.kawaguchi.saitama.jp

川口市債権回収業務委託実施状況

1 委託状況について（平成29年度～令和7年10月現在）

合計委託件数 4, 382件（同一債権の再委託含む延べ件数）

合計委託金額 552, 349, 300円

未収件数 1, 818件

未収金額 184, 076, 301円

2 令和8年度に所管課から特別債権回収課へ移管予定の債権について

委託債権種別数 26債権

委託債権額 81, 145, 063円

※移管後は、原則全件事業者へ委託する。

3 法的措置実施状況（令和6年度）

支払督促件数 23件

訴訟件数 7件

4 委託債権一覧

土地貸付料
駐車場貸付料
福祉資金貸付金
緊急生活支援特別資金貸付金
高額療養費及び出産費資金貸付金
母子福祉資金償還金
父子福祉資金償還金
寡婦福祉資金償還金
損害賠償請求権
保育所給食費
住宅使用料
駐車場使用料
奨学資金貸付金回収金
放課後児童クラブ利用料
学校給食費
生活保護費返還金
不当利得返還金（生保）
障害者等福祉手当返還金
児童扶養手当返還金
ひとり親家庭等医療費返還金
児童手当返還金
子ども医療費返還金
子ども手当返還金
子育て世帯への臨時特別給付金返還金
ひとり親世帯臨時特別給付金返還金
ひとり親家庭臨時特別給付金返還金
子育て世帯生活支援特別給付金返還金
子育て世帯等臨時特別給付金返還金
子育て世帯物価等高騰対策支援金返還金
一般被保険者第三者納付金
一般被保険者返納金
不当利得返還金（国保）
高等学校授業料
求償債権（奨学資金貸付金）
し尿収集運搬手数料

川口市債権回収業務委託プロポーザル評価基準

本選考については、以下の3種類の審査を、下記の指標に基づき採点し、その合計点数により優先交渉権者を決定する。

1 法人について

評価項目	指標
1 経営規模	①所属弁護士人数及び専任弁護士の有無 ②債権回収部門の職員数
2 事業実績	①官公署・自治体からの債権回収業務受託数 ②債権回収業務における受託債権種類数 ③行政訴訟事件の取り扱いの有無

2 債権回収業務委託について

評価項目	指標
1 自治体の債権回収業務について	自治体の債権回収において、最大54種類の債権を受託することについての考え方
2 担当職員の体制や執務室のセキュリティについて	債権回収担当職員の構成や人数及び執務室のセキュリティなど管理体制について
3 債権回収業務の実施方法について	法的措置を含む、債権回収業務の手順についての考え方や特徴、所要期間について
4 委託債権の回収率について	川口市から受託する債権の回収率についての考え方、住宅使用料・奨学資金貸付金・一般被保険者返納金それぞれの目標回収率と全体の目標回収率の提示
5 回収困難となった未収金の整理方法について	文書、架電等により相当程度の回収努力を行ってもなお回収することができない案件の整理方法についての考え方や特徴
6 個人情報保護の体制と法令遵守について	個人情報保護の体制と法令遵守についての考え方や特徴
7 トラブル発生時の対応体制について	トラブル発生時の対応体制や特徴
8 債権の返還及び引継ぎについて	受託時の前期受託事業者や契約満了時の次期受託事業者との引継ぎについての考え方
9 仕様以外の提案やアピール点について	債権回収業務委託の受託に際し、仕様以外の提案やアピール点について

3 コスト評価について

評価項目	指標
1 成功報酬率について	回収額に対しての成功報酬率の設定が適正かどうか
2 法的措置費用について	各法的措置手続きに対し、適正な価格設定がされているか